

信託業法施行令案要綱（案）

信託業法の施行に伴い、信託会社の最低資本の額、信託会社と密接な関係を有する者の範囲その他同法の施行に必要な事項を定めるため、次により、この政令を制定することとする。

1. この政令における用語について、所要の定義を設けることとする。（第1条関係）
2. 管理型信託業の定義からは、信託財産の管理・処分について受託者と密接な関係を有する者から指図を受ける場合が除外されているが、当該密接な関係を有する者の範囲として、受託者の取締役等、受託者の一定以上の議決権を保有し受託者の経営を支配していると認められる者、受託者により一定以上の議決権を保有されその経営を支配されていると認められる者を規定することとする。（第2条関係）
3. 内閣総理大臣の免許を受けて信託業を営む信託会社の最低資本の額を1億円とすることとする。（第3条関係）
4. 信託会社の免許、登録については、一定の法律に違反して罰金の刑に処せられた場合等を免許・登録拒否事由としているが、証券取引法、宅地建物取引業等を法律の範囲として規定することとする。（第4条関係）
5. 信託会社の対象議決権の保有の判定に係る主要株主と特別の関係のある者の範囲を定めることとする。（第5条関係）
6. 管理型信託会社の登録の更新の申請期間を、登録の有効期間の満了日の前日の先月前日から二月前の日までとすることとする。（第6条関係）
7. 管理型信託会社の登録更新手数料の額を67,700円（電子申請を行う場合は、67,500円）とすることとする。（第7条関係）
8. 管理型信託会社の最低資本の額を5,000万円とすることとする。（第8条関係）
9. 信託会社、管理型信託会社、内閣総理大臣の登録を得て信託業を営む承認事業者の営業保証金の額を、それぞれ2,500万円、1,000万円、1,000万円とすることとする。（第9条関係）

- 1 0. 営業保証金に代わる供託保証契約の要件を定めることとする。(第 10 条関係)
- 1 1. 信託会社の営業保証金に係る権利の実行の手続を定めることとする。(第 11 条関係)
- 1 2. 信託会社の営業保証金の取戻しの手続を定めることとする。(第 12 条関係)
- 1 3. 信託会社が信託業法上求められる書面交付を電磁的方法を利用して行う場合についての手続を定めることとする (第 13 条関係)
- 1 4. 信託業法上、信託会社と密接な関係を有する者と信託財産の間の取引は、信託会社自身と信託財産の間の取引 (自己取引) と同様に取り扱うこととしているが、信託会社と密接な関係を有する者の範囲として、信託会社の取締役等、信託会社の一定以上の議決権を保有し信託会社の経営を支配していると認められる者、信託会社により一定以上の議決権を保有されその経営を支配されていると認められる者を規定することとする。(第 14 条関係)
- 1 5. 内閣総理大臣の免許を受けて国内において信託業を営む外国信託会社の最低資本の額を 1 億円に相当する金額とすることとする。(第 15 条関係)
- 1 6. 管理型外国信託会社の最低資本の額を 5,000 万円に相当することとする。(第 16 条関係)
- 1 7. 信託受益権販売業者の登録の更新の申請期間を 6. と同様とすることとする。(第 17 条関係)
- 1 8. 信託受益権販売業者の登録更新の手数料の額を 49,800 円 (電子申請を行う場合は、49,600 円) とすることとする。(第 18 条関係)
- 1 9. 信託受益権販売業者の営業保証金の額を 1,000 万円とすることとする。(第 19 条関係)
- 2 0. 信託受益権販売業者の営業保証金に代わる供託保証金の要件を信託会社と同様のものとするほか、信託受益権販売業者の営業保証金に係る権利の実行の手続、営業保証金の取戻しの手続、電磁的方法による書面交付の手続に関して、信託会社と同様の規定を設けることとする。(第 20 条～第 23 条関係)

- 2 1. 信託会社の免許等について内閣総理大臣に留保する権限とするほか、信託会社等、信託会社の主要株主、信託契約代理店等に係る金融庁長官の権限の一部を財務局長等に委任することを定めることとする。(第 24 条～第 28 条関係)
- 2 2. この政令は信託業法の公布後 6 ヶ月以内の政令の定める日から施行する。(平成 16 年内とすることもあり得る。)